

平成31年度
会津若松市行政提案型協働モデル事業
応募のてびき

【募集期間】 平成31年4月1日（月）
～平成31年4月24日（水）

1 平成31年度会津若松市行政提案型協働モデル事業について

(1) 会津若松市行政提案型協働モデル事業

本事業は、「会津若松市市民協働推進指針」の実践の一環として、市が市民公益活動団体と協働で解決したい「課題テーマ」に対し、市民公益活動団体の持つノウハウや強みを活かした企画事業を募集し、市との協働で事業を実施することにより、市民サービスの向上を目指す事業です。

□「市との協働」とは

市民により構成される市民公益活動団体と市とが、①それぞれの立場を信頼、尊重し、②特性を活かし必要に応じて補いながら、それぞれの力を結集し共通する公共的課題の解決や目標の実現に向けて取り組むことです。

□「市民公益活動」とは

- ①市民の自主性・自発性に基づく活動であること
- ②自己の利益を求めない活動であること
- ③その取り組み・事業が多くの人に求められる活動であること
- ④市民に対して内容が開かれた活動であること
- ⑤政治活動や宗教活動を主たる目的としない活動であること

(2) 事業期間

事業期間は、契約締結日～平成32年2月28日の単年度事業とします。

(3) 業務料

採択された企画事業の実施に当たり、団体は市と協働協定書を締結し、協働事業として実施していただきます。

業務料は1事業あたり50万円を上限とします（消費税及び地方消費税を含む）。

<注意点>

- ① 事業と直接かかわりのない経費は業務料の対象外です。
- ② 業務料は、採択された企画提案の内容を精査したうえで決定します。
- ③ 事業の実施により参加者の実費負担を超える収益があった場合の取り扱いは、団体と市との協議により決定します。

【参考：支出対象経費】

科目	経費の例
人件費	協定締結後の事業実施のためのスタッフの人件費
報償費	講師などに対する報酬及び謝礼等
旅費	講師などの交通費や宿泊費、先進地研修等の交通費等
通信運搬費	事業に必要な資料などの郵送経費等
印刷製本費	事業に必要な資料などを作成するための印刷費・コピー経費
消耗品費	事業に必要な消耗品経費
会議費	会場使用料、会議に必要な機器、備品借上げ経費
その他	提案者と市との協議により必要と認められた経費

※事業の実施にあたり、直接必要と認められない経費については対象となりません。

2 課題テーマ

課題① 地域共生による、より身近な居場所づくり について

地域福祉課

概要	<p>市では、地域福祉計画を策定し、誰もが安心して暮らせるよう地域で支え合うための仕組みづくりを進めています。しかし、計画の推進にあたっては、少子高齢化や核家族化、生活様式の変化など多様な要因により、地域コミュニティの希薄化などが課題になっています。</p> <p>地域コミュニティの再構築につながるよう、地域のより身近な場所での居場所づくり（集える場）を市と協働で検討し実践していくものです。</p>
提案への期待	<p>現在、地域の集いの場となる地域サロンには、主催する人がいないので開設できない、町内会館などが遠くて参加しにくいという課題があります。</p> <p>地域の人々が気軽に集まれる居場所（集いの場）づくりには、地域の人々が協力してこうした課題の解決を図りながら、つくることが重要と考えています。</p> <p>課題を解決しながら、地域のコミュニティが再構築されるような、子どもから高齢者まで障がいの有無などに関係なく、気軽に集える居場所づくり（集える場）の提案を期待しています。</p>

課題② 公園の新たな魅力づくりと管理運営方策 について

花と緑の課

概要	<p>公園は都市の防災性の向上やヒートアイランド現象の抑制、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに資する交流空間であるほか、特に子どもたちが多くを学び成長する最も身近なフィールドであり、良好な維持管理が求められます。</p> <p>昭和40年代後半から集中的に整備した多くの公園で老朽化が進み、公園施設の長寿命化対策が急務である一方、行政需要の多様化等にも対応するため、公園の価値をより向上させる新たな魅力づくりが課題であると考えています。</p>
提案への期待	<p>これまで行政が行ってきた維持管理に対する一方的な経費投資ではなく、公園に求められる様々な役割を充実させながら、民間経営のノウハウと柔軟な発想により、公園の立地特性や空間的価値を最大限に活かしながら、公園に魅力を創出し、維持管理を行えるような取組を期待します。</p>

3 応募要件

(1) 応募できる団体

応募できるのは、下記の要件をすべて満たす市民公益活動団体です。

- ア 会津若松市内に事務所及び活動場所を有していること
- イ 市民公益活動を継続的・組織的に行っていること（または行う予定であること）
- ウ 市内に在住または在勤する5名以上の者で構成されていること
- エ 組織の運営に関する規則（規約・会則等）があること

□ 「市民公益活動団体」とは

本事業において、市民公益活動団体とは次に当てはまる団体です。

不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とし、自発的・主体的に非営利の社会貢献活動を行う団体で、法人格の有無は問いません。

ただし、次に掲げるものを除きます。

- ① 政治活動や宗教活動を主たる目的とする活動であること
- ② 暴力団、または暴力団やその構成員等の統制の下にある団体

4 応募方法

(1) 応募書類等

ア 応募書類

- ①行政提案型協働モデル事業申込書 … 様式第1号
- ②行政提案型協働モデル事業提案書 … 様式第2号
- ③行政提案型協働モデル事業収支予算書 … 様式第3号
- ④自己紹介シート … 様式第4号

※ 提出された応募書類等はお返ししません。

※ 応募状況や企画事業の内容等は市HPによる公開を予定しています。

イ 提出先

応募書類に必要事項をご記入のうえ、会津若松市 協働・男女参画室へ提出してください。

ウ 提出方法

持参または郵送

エ 締め切り

平成31年4月24日(水) 午後5時必着

オ 注意点

事業提案書等の作成にあたっては、必ず担当課に連絡し、課題テーマの意図の共有など、協働により事業提案書等を作成してください。なお、作成方法等については、随時、協働・男女参画室が説明します。

<提出先>

965-8601 会津若松市東栄町 3-46 (会津若松市役所本庁舎3階)
協働・男女参画室 TEL 39-1405 (直通)

5 選考

(1) 協働パートナー選考審査会<5月15日(水) 午後>

「行政提案型モデル事業」の実践にあたっては、そのプロセスを積極的に公開し、協働の進め方のモデルを広く示していく必要があります。

そのため、企画事業のプレゼンテーションを実施し、提案内容について広く周知を図るとともに、審査会において採択団体(各課題テーマにつき1団体)を内定します。

※プレゼンテーションの詳細、審査基準については8、9ページをご覧ください。

6 スケジュール

企画事業募集

4月1日(月)～
4月24日(水)

- ・事業提案書等の作成にあたっては、必ず担当課に連絡し、課題テーマの意図の共有など、協働により事業提案書等を作成してください。また、作成方法等については、随時、協働・男女参画室が説明します。

協働パートナー 選考審査会

5月15日(水)

- ・課題解決の手法や行政との役割分担などについてのプレゼンテーションを行っていただきます。
- ・選考結果は、採択団体決定後、速やかに通知します。

協働協定締結 ／事業実施

6月上旬～2月28日

- ・団体と市で協働協定を締結します。
- ・事業は、団体と市との協働により実施します。

事業実施報告書等 提出

3月上旬

- ・事業終了後、速やかに作成し、協働・男女参画室へ提出していただきます。

事業評価/ 事業報告会

3月中旬

- ・団体と担当課のそれぞれが事業評価を行い、成果や反省点について互いに確認し合います。
- ・事業報告会の場で事業結果を積極的に公開（プレゼンテーション）していただくとともに、選考委員会審査委員の講評を受けていただきます。

7 その他

ア 事業内容等の変更について

協働協定締結後に、事業内容やスケジュール、予算等に大幅な変更が必要となった場合には、事前に担当課に連絡するとともに、必ず事務局へも連絡してください。状況に応じて選考審査会審査委員の意見・助言を求め、団体・担当課・事務局で協議を行います。

イ 情報公開・発信について

事業の実施にあたっては、団体のホームページやSNS、機関紙等を活用し、積極的な周知に努めてください。

会津若松市長 あて

所在地
 申込者 団 体 名
 代表者氏名

印

行政提案型協働モデル事業申込書

会津若松市との協働により地域課題の解決を図るため、次のとおり平成 31 年度行政提案型協働モデル事業について、関係書類を添えて申請します。

課 題 テ ー マ (対象テーマに✓をしてください)	<input type="checkbox"/> 地域共生による、より身近な居場所づくり について <input type="checkbox"/> 公園の新たな魅力づくりと管理運営方策 について	
企 画 事 業 名 (事業の内容や目的を端的に表す、 分かりやすい事業名としてください)		
業 務 希 望 額		
担 当 者 氏 名 (必ず連絡がとれる連絡先を 記載してください)	氏 名	
	連絡先	

【提出書類】

- ①行政提案型協働モデル事業申込書 (様式第 1 号)
- ②行政提案型協働モデル事業提案書 (様式第 2 号)
- ③行政提案型協働モデル事業収支予算書 (様式第 3 号)
- ④自己紹介シート (様式第 4 号)

※その他、添付資料

- ・団体の規約・会則等
- ・団体が市内に在住または在勤する 5 名以上の者で構成されていることが分かるもの (名簿等)
- ・団体の活動内容がわかるもの (パンフレット、リーフレット等)

行政提案型協働モデル事業
企 画 事 業 提 案 書

年 月 日	
会津若松市長 あて	
住 所	
団体名	
提案者	氏 名 ㊟
担当者名	
連絡先	
1 企画事業名	
2 課題テーマ に関する現状 認識	
3 事業の内容	※課題解決の方策、具体的な取り組み内容、目標、期待される効果など
	※スケジュール
4 役割分担	※提案者が担う役割
	※担当課が担う役割

※具体的にわかりやすく記載してください。

※欄内に書ききれない場合は、「別紙のとおり」と記載し別紙を添付するか、欄を下に延ばして記載してください。提案書は複数枚になっても構いません。

行政提案型協働モデル事業
自己紹介シート

団体名		
代表者名		
E-mail		
発足年月日		
構成員数(会員数)	個人会員 名 / 団体会員 名	
役員数	理事・監事等	
主な活動地域		
主な活動内容 ・業務内容 ※定款、会則等に記載された 目的を記載してください		
会報等の発行	タイトル： 発行時期：	無
ホームページ等	URL：	無
団体の年間予算	【収入の部】	【支出の部】
助成・委託等の主な実績	例) ○○年度 ○○財団(○○事業) ○○○,○○○円	

平成 31 年度行政提案型協働モデル事業

協働パートナー選考審査会実施要領

1 趣 旨

平成 31 年度行政提案型協働モデル事業の実施にあたっては、企画事業の内容を確認するとともに、協働への理解促進と事業の周知及び審査手続の透明性を高める観点から、協働パートナー選考審査会が事業実施の可否を審査し、採択団体の選考を行うものとする。

2 プレゼンテーションを行う者

プレゼンテーションを行う者は、企画事業提案団体の代表者又はその構成員とする。

3 プレゼンテーションの内容

はじめに、「課題テーマ」に関する事業の必要性について、行政の担当所管課から説明を行った後に、企画事業提案団体は応募書類（様式第 1 号～様式第 4 号）を踏まえ、次の事項に関するプレゼンテーションを行うものとする。

- (1) 団体紹介（主な活動・業務内容、これまでの実績など）
- (2) 「課題テーマ」に対する団体としての認識
- (3) 課題解決の手法（具体的な事業内容）
 - ・団体の持つノウハウ等をどのように活かしていくのか
 - ・人員体制やスケジュール など
- (4) 事業実施にあたっての行政との役割分担
- (5) 想定される事業効果

※説明の方法については、原則としてパワーポイント等のパソコンソフトを使用した説明とする。

4 プレゼンテーションの方法等

- (1) プレゼンテーションの順序は、応募の受付順とする。
- (2) プレゼンテーションの時間は、一事業あたり 20 分以内とする。なお、終了後に審査委員による質疑の時間を設けるものとする。
- (3) プレゼンテーション開催時には、プレゼンテーションを行う者が用意した資料を、傍聴のための来場者に配布する。

5 審 査

審査委員が企画事業提案書、収支予算書及びプレゼンテーションの内容をもとに、別表審査基準の審査項目について点数による審査を実施し、各課題テーマごとに、原則として総合得点（各審査委員の合計得点を合算した得点）が満点の 6 割以上の得点の提案（以下、「6 割以上の提案」という）を採択する。1 つの課題テーマに対し複数の提案があった場合には、6 割以上の提案のうち、

最も得点の高い提案を採択する。ただし、いずれの場合においても、6割以上の得点を得た提案がなかった場合には、審査委員が協議して事業実施の可否を決定する。この場合において、事業実施を可とした提案に対し、条件を附し追加の資料の提出を求めることができるものとする。

なお、審査結果（審査項目ごとの得点）については、提案団体に開示することとする。

【別表】

審 査 基 準

1	事業の必要性	①企画事業内容は、地域課題や社会的課題を捉えているか ②市が協働で取り組む必要性が認められるか
2	市民サービスの向上	③事業実施により、質の高いまたは多様なサービスが提供できる（もしくは、提供に資するものである）か ④具体的な効果や成果が期待できるか
3	役割分担・相乗効果	⑤提案団体と市との役割分担が明確かつ妥当なものであるか ⑥協働することにより、事業をより効果的に行うことが期待できるか
4	モデル事業としての効果	⑦今後、協働事業を実施する際の参考となるか
5	事業の継続性・発展性	⑧事業終了後の継続的・発展的な展開について考慮されているか
6	団体の実施能力	⑨団体の持つノウハウや特性が十分に活かされているか ⑩市との協働事業を達成する能力が認められるか
7	予算見積り	⑪予算の見積りが妥当か

上記「審査基準」①～⑪の11項目について、それぞれ1点～5点の点数制で評価することとする。